

私は科学技術史・科学技術政策を専門としています。原子力（核エネルギー）は私の歴史研究・政策研究において、最近20年以上にわたり、最も主要な研究対象です。

アメリカのカーター大統領はスリーマイル島原発事故の直後の1979年4月11日、「今後いかなる原子力事故も防ぎうるような勧告を作成」させるため、ジョン・ケメニーを委員長とする大統領委員会を設置しました。ケメニー委員会は12回の公聴会と、スタッフによる150回以上の証人喚問を行い、10月30日に報告を提出しました。その審議の焦点は原発の許認可モラトリアム（免許停止）の是非でしたが、票決の結果「非」の結論は出ませんでした。しかし原子力規制委員会（NRC）の抜本的改組など多くの勧告を行い、その骨子がカーター大統領の政策に反映されました。このケメニー委員会が、私たちの検証委員会のモデルと認識しています。そうだとすれば以下の点が重要です。

（1）原子力行政や原子力事業からの独立性を確保する。委員はもとより事務局メンバーからも関係者を除外する。（原子力安全・保安院は関係者であり、中立ではない。）

（2）公聴会、証人喚問を高い密度で行う。

（3）内閣総理大臣に、勧告を尊重して頂く。

なお以下の点も重要です。

（4）本格的な審議の前に、原子力政策や原子力事業について基礎知識を共有する。そのために多様な立場の多くの専門家からのヒアリングを公開で行う。

（5）国民意見にもとづいて調査・検証を進める。チームの設置、調査項目のリストアップ、証人の選定等は、国民意見をふまえて委員会で決定する。

（6）事故収束前に報告書を出すようなことがあってはならない。原子炉解体・撤去までの節目ごとに繰り返し調査・検証を行う必要がある。

次に、重点的に調査・検証すべき事項について、例示的にリストアップします。

（1）経済産業省が原子力の推進行政と規制行政を一体的に行う現在の仕組みが、如何にして形成されたか。とくに橋本行革でこの問題がどう扱われたか。

（2）福島第一・第二原発の安全審査が如何に進められたか。とくに地震・津波対策や全電源喪失事故対策、压力容器・格納容器の破損リスクについて、どう議論されたか。

（3）福島第一・第二原発の立地点は如何にして決定したか。その際、安全問題が関係者にどのように認識されていたか。また住民にどのように説明されたか。

（4）事故対応の指揮系統はどのように機能したか。重要な決定ごとに調査・検証する必要がある。原子力災害特別措置法（原災法）の規定と異なる運用だったのではないか。

（5）避難・屋内退避・自主避難・計画的退避・緊急時避難等の区域の設定は、誰が、いかなる根拠にもとづいて決定したのか。また校庭や園庭の放射線量についての基準は、誰がいかなる根拠にもとづいて決定したのか。

（6）この事故では対応の遅れが目立つと指摘されている。とくに以下の諸点は重要。ア．第一原発1号機爆発後の「空白の5時間」に、何があったか。イ．ベントと海水注入について、関係者の間でどのような協議があったか。ウ．核燃料プールの状態把握は如何に行われたか。エ．外部電源復旧の決定が遅れたのはなぜか。オ．電源車はなぜ機能しなかったのか（1台ごとの調査・検証が必要）。

（7）この事故では常識的に不合理と思われる決定や発表が相次いだ。それについて事故対応関係者の間でどのような議論があったのか。とくに以下の諸点は重要。ア．原子力事象国際評価尺度（INES）のレベル設定について。イ．東京電力の計画停電について。ウ．東京電力の事故収束ロードマップについて（水棺作戦は空想的だといわれた）。

（8）事故収束や事故処理について、多くの政府、業者、研究者等から提案があったと思われるが、それらはどのような指揮系統で、どのように処理されたのか。（アレヴァ社の冷却水浄化システムなど）。

（9）損害賠償法、損害賠償スキームについて、関係者の間でどのような議論が行われてきたのか。

（10）原子炉内の状態（メルトダウン等）について、関係者の間でどのような議論がなされてきたか。

以上。